

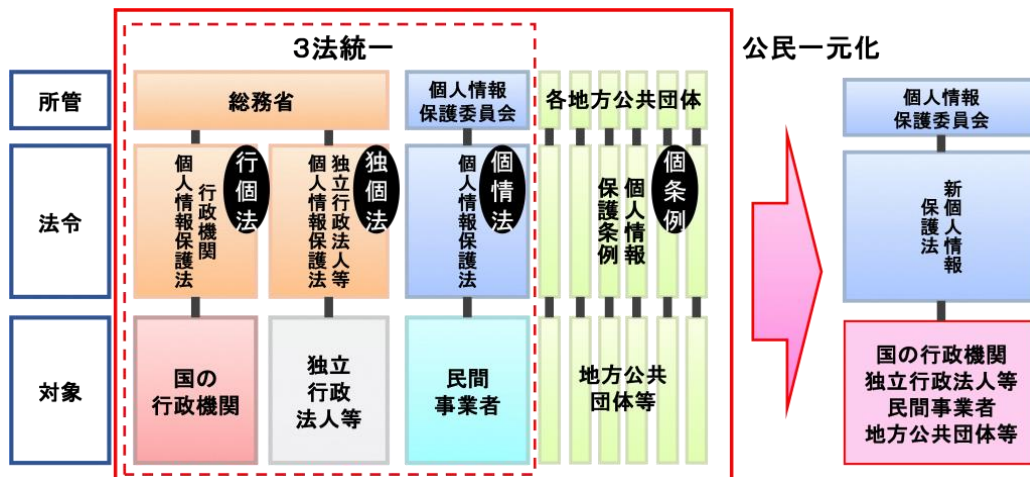
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開制度における対応について

1 法改正の概要

デジタル社会形成整備法第 50 条及び第 51 条の規定により、個人情報の保護に関する法が一部改正（以下「改正法」という。）され、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用されることとなった。個人情報保護制度の一元化等が図られたことに伴い、福岡県個人情報保護条例の廃止及び福岡県個人情報保護法施行条例（以下、「施行条例」という。）の制定等を行うこととなる。

個人情報保護に係る共通ルールが規定されたことにより、施行条例には、改正法において、条例で規定することが必要とされている事項や条例で定めることができるとされている事項を規定する（例：開示決定等の期限、開示請求に係る手数料等）。

【一元化のイメージ】



2 福岡県情報公開条例への影響

検討項目（諮問事項）	現条例	概要
行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加 （改正法第 60 条第 3 項）	情報公開条例 第 7 条 第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。 行政機関にあつては、積極的な情報の利活用を図ることを目的として、これを有償で民間事業者等に提供することが義務付けられている。 <p>【手続の流れ】 提案の募集→審査、結果通知→契約締結→匿名加工情報を作成→手数料の徴収→提案者に提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、匿名

		加工情報に関連した非開示情報の追加を検討 (情報公開法第5条第1項第1号—2に同様の規定あり)
審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加 (行政不服審査法第78条)	情報公開条例 第29条	<ul style="list-style-type: none"> 法改正後の個人情報保護審議会には、行政不服審査法(以下「行服法」という。)の調査審議の手續に関する規定が適用されることとなる。 行服法78条は、審査請求人等に審議会に提出された資料等について、閲覧又は写しの交付を請求する権利を認めているところ、写しの交付に係る費用及びその費用の減免についても併せて規定されている。 情報公開条例には、閲覧等請求の規定は定められているもの、費用負担及び減免に係る規定は置かれておらず、個人情報の開示請求等に係る審査請求手續と整合を図るため、当該規定の追加を検討。

3 今後のスケジュール

4月～7月	個人情報保護審議会への諮問・審議
6月～7月	情報公開審査会への諮問・審議
8月	答申(個人情報保護審議会・情報公開審査会)
12月	施行条例(案)提案
令和5年4月	施行条例の施行

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**
⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**
2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**
⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。**

<不均衡・不整合の例>

 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
 - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）
3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

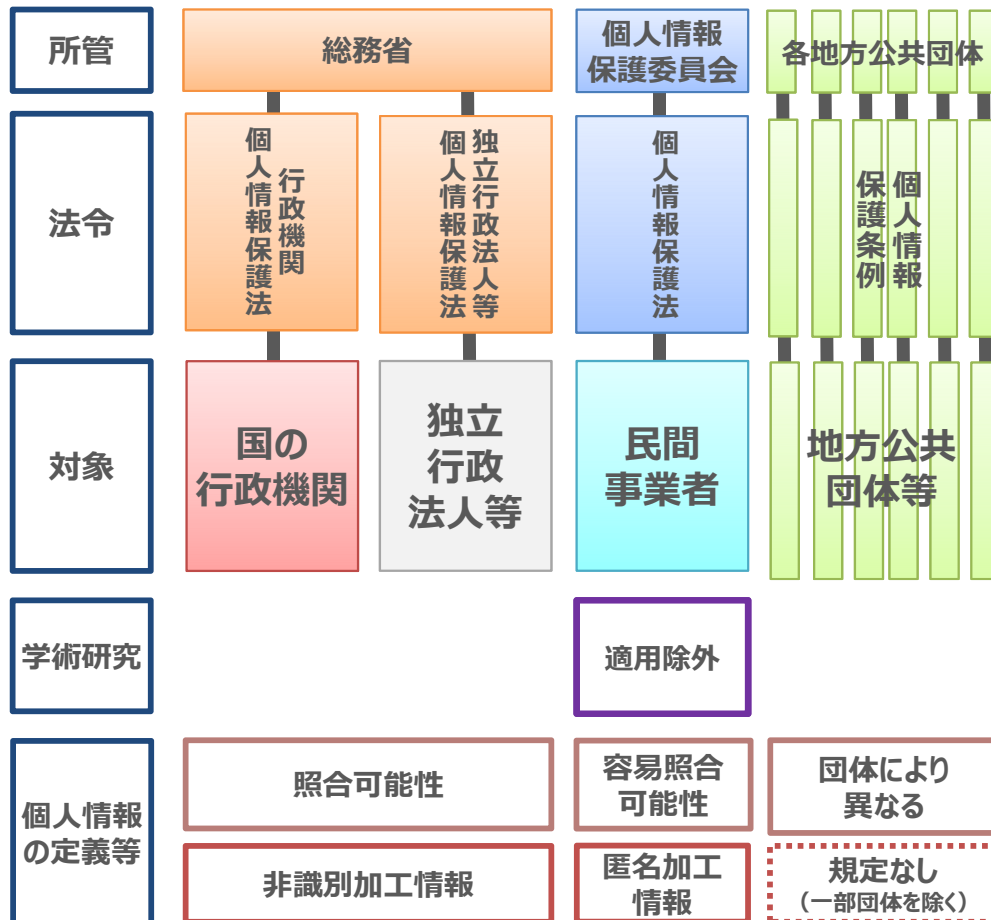
附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

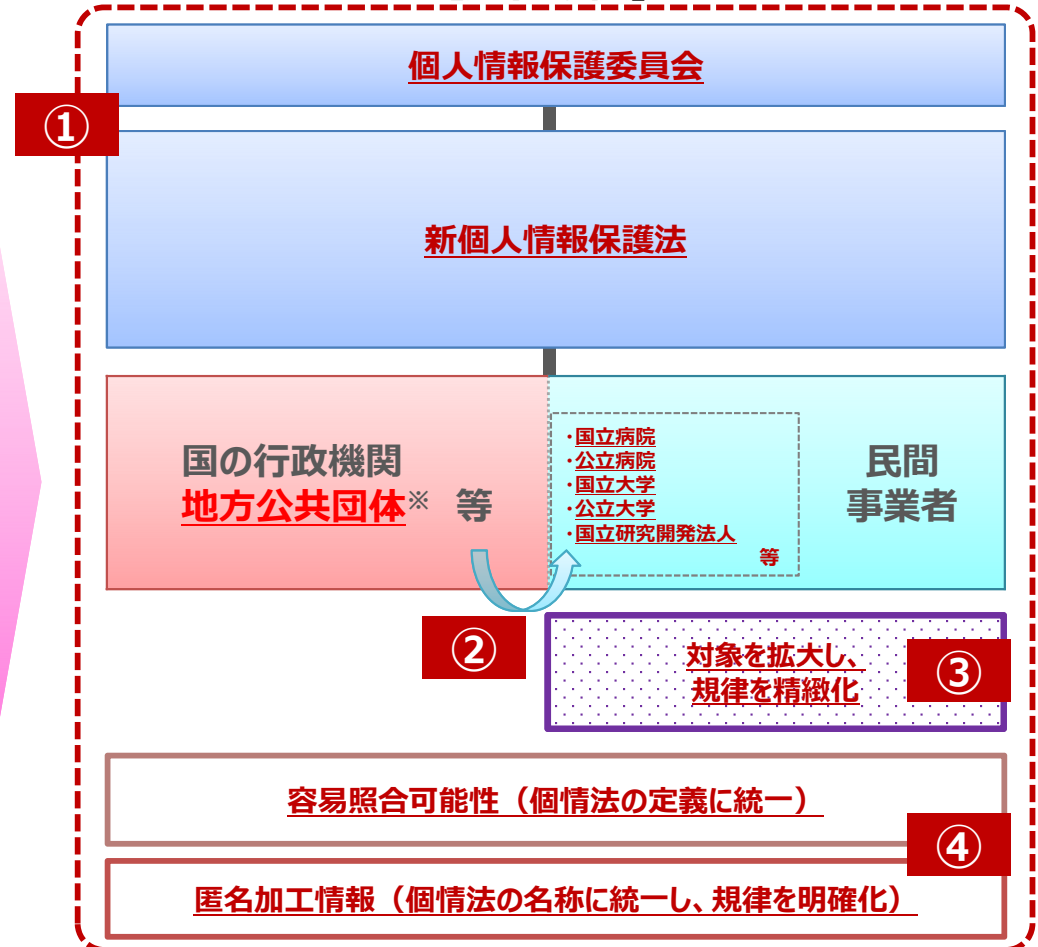
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

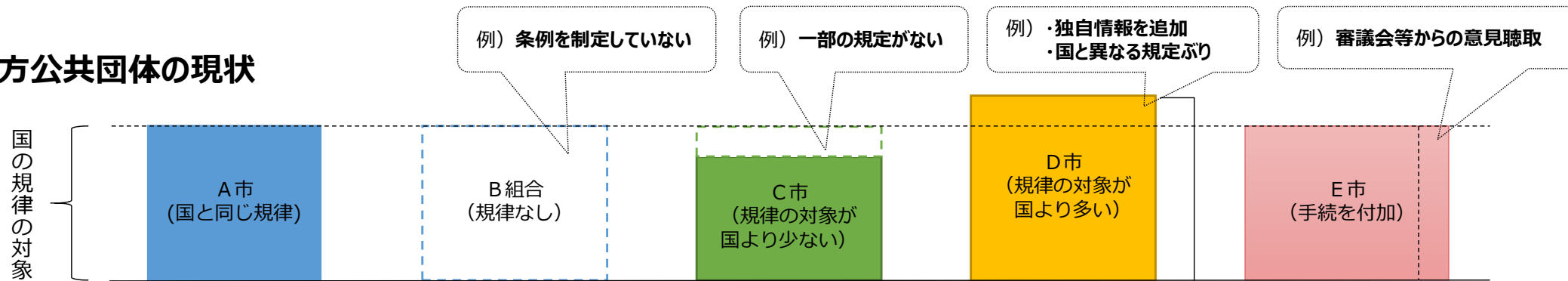
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

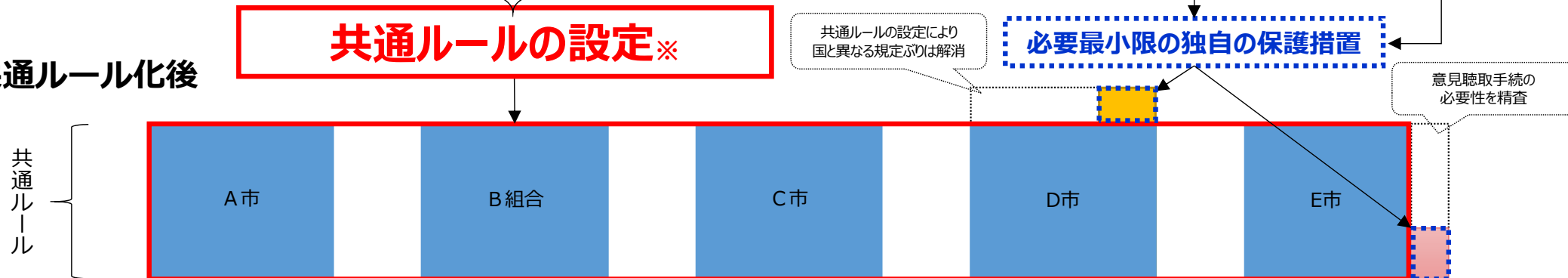
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
- ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

法改正後の個人情報保護制度

改正法の規定に基づいて実施
～全国共通のルールに統一化～

- ・ 行政機関等における個人情報の（収集、利用、提供等）取扱い
- ・ 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の制度
- ・ 行政機関匿名加工情報の提供 等

※地方公共団体が独自に規定を設けることは認められない。

地方公共団体が条例で規定する事項
＜個人情報保護審議会（全体会）への諮問内容＞

＜条例規定必須事項＞

改正法の規定により条例で定める必要がある事項

- ・ 開示請求等に係る手数料
- ・ 審査会への諮問（開示請求等に係る不服審査）
- ・ 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約手数料

＜条例規定任意事項＞

改正法の規定により必要に応じて条例で定めることができる事項

- ・ 条例要配慮個人情報の定義
- ・ 不開示情報の範囲
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表
- ・ 開示決定等の期限
- ・ 審議会（個人情報の適切な取扱いを確保するための意見聴取）